

【 利 用 料 金 表 】

短期入所療養介護

《令和 5 年 2 月 1日より適用》
〔1日あたりの自己負担額〕

※介護保険では、要介護の程度・負担割合によって利用料が異なります。

《短期入所療養介護 ご利用料》

【地域加算(2級地)1単位:10.72円】

	従来型個室			多床室(4人部屋)		
		1割	2割		1割	2割
基本型	要介護 1	807円	1,613円	要介護 1	887円	1,773円
	要介護 2	857円	1,713円	要介護 2	939円	1,878円
	要介護 3	923円	1,846円	要介護 3	1,007円	2,014円
	要介護 4	980円	1,960円	要介護 4	1,063円	2,125円
	要介護 5	1,036円	2,071円	要介護 5	1,121円	2,241円
在宅強化型	要介護 1	852円	1,703円	要介護 1	938円	1,876円
	要介護 2	930円	1,859円	要介護 2	1,020円	2,039円
	要介護 3	997円	1,994円	要介護 3	1,087円	2,174円
	要介護 4	1,060円	2,119円	要介護 4	1,149円	2,297円
	要介護 5	1,120円	2,239円	要介護 5	1,211円	2,421円
夜勤職員配置加算		夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合			26円/日	52円/日
個別リハビリテーション実施加算		理学療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合			258円/日	515円/日
認知症ケア加算		日常生活自立度ランクのⅢ、Ⅳ又はMIに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対して指定短期入所療養介護を行った場合。			82円/日	163円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算		医師が在宅での生活が困難で緊急入所が必要と判断した場合(利用開始から起算して7日を限度)			215円/日	429円/日
緊急短期入所受入れ加算		居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合			97円/日	193円/日
若年性認知症利用者受け入れ加算		若年性認知症の入所者に対してサービス提供を行った場合			129円/日	258円/日
重度療養管理加算		要介護4又は5であって別に厚生労働大臣が定める状態である方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合。			129円/日	258円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		在宅復帰・在宅療養支援等指標が40を超えた場合			37円/日	73円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		在宅復帰・在宅療養支援等指標が70を超えた場合			50円/日	99円/日
送迎加算(片道につき)		送迎を行った場合			198円/回	395円/回
診療体制維持特別加算(Ⅰ)		利用者が療養出来る為に必要な人員を配置している場合			29円/日	58円/日
総合医学管理加算		治療管理を目的とし、基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合			295円/日	590円/日
療養食加算(1回あたり/1日3回を限度)		医師の指示に基づき療養食を提供した場合			9円/回	17円/回
認知症専門ケア加算 Ⅰ		認知症専門研修修了者を配置している場合			4円/日	7円/日
認知症専門ケア加算 Ⅱ		認知症専門研修修了者を上記基準に加え1名配置している場合			5円/日	9円/日
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	該当者(月に1回、3日を限度)			556円/日	1,111円/日
	特定治療	該当者(医科診療報酬点数表に基づく)			老人医科診療報酬点数の1割	老人医科診療報酬点数の2割
サービス提供体制加算(Ⅰ)		介護職員のうち介護福祉士が80%以上であること			24円/日	47円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の3.9%加算				
特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の2.1%加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の0.8%加算				

介護予防短期入所療養介護

《介護予防短期入所療養介護 ご料金》

基本型		従来型個室		多床室(4人部屋)	
		1 割	2 割	1 割	2 割
在宅強化型	要支援 1	619円	1, 237円	654円	1, 308円
	要支援 2	773円	1, 546円	824円	1, 647円
	要支援 1	664円	1, 327円	706円	1, 411円
	要支援 2	817円	1, 634円	876円	1, 752円
夜勤職員配置加算		夜勤を行う介護・看護職員の数、最低基準を1人以上上回っている場合		26円/日	52円/日
個別リハビリテーション実施加算		理学療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合		258円/日	515円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算		医師が在宅での生活が困難で緊急入所が必要と判断した場合(利用開始から7日を限度)		215円/日	429円/日
若年性認知症利用者受け入れ加算		若年性認知症の入所者に対してサービス提供を行った場合		129円/日	258円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		在宅復帰・在宅療養支援等指標が40を超えた場合		37円/日	73円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		在宅復帰・在宅療養支援等指標が70を超えた場合		50円/日	99円/日
送迎加算(片道につき)		送迎を行った場合		198円/回	395円/回
診療体制維持特別加算(Ⅰ)		利用者が療養出来る為に必要な人員を配置している場合		29円/日	58円/日
総合医学管理加算		治療管理を目的とし、基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合		295円/日	590円/日
療養食加算(1回あたり/1日3回を限度)		医師の指示に基づき療養食を提供した場合		9円/回	18円/回
認知症専門ケア加算 Ⅰ		認知症専門研修修了者を配置している場合		4円/日	7円/日
認知症専門ケア加算 Ⅱ		認知症専門研修修了者を上記基準に加え1名配置している場合		5円/日	9円/日
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	該当者(月に1回、3日を限度)		556円/日	1, 111円/日
	特定治療	該当者(医科診療報酬点数表に基づく)		老人医科診療報酬点数の1割	老人医科診療報酬点数の2割
サービス提供体制加算(Ⅰ)		介護職員のうち介護福祉士が80%以上であること		24円/日	47円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の3. 9%加算			
特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の2. 1%加算			
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の0. 8%加算			

《短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 共通》

その他の料金	◆居住費	従来型個室	1, 640円
	[施設に居住するための費用]	多床室(4人部屋)	370円
	個室料	個室使用料(税込)	3, 245円
	◆食費	朝・昼・夕の食事代(おやつ含みます)	1, 600円
	教養娯楽費	レクリエーションの材料費	210円
	洗濯機使用料	1回の使用料(税込)	110円
	乾燥機使用料	1回の使用料(税込)	110円
	コンセント使用料	1日の使用料(税込)※使用品目により料金が異なります。	110円

※◆の項目については、申請に基づき段階区分が行われ、負担上限額が設定されます。

〈別表〉

(介護保険負担限度額及び高額介護サービス費受領委任払い)

段階区分	居 住 費		食 費
	従来型個室	多床室(4人部屋)	
第4段階	1, 640円/日	370円/日	1, 600円/日
第3段階②	1, 310円/日	370円/日	1, 300円/日
第3段階①	490円/日	370円/日	1, 000円/日
第2段階	490円/日	370円/日	600円/日
第1段階	490円/日	0円/日	300円/日

(介護保険負担限度額)

※上記段階区分は、申請により認定証の提示が必要です。

※提示なき場合は、第4段階での算定になります。

